平成２５年（フ）第４７７号
広島市佐伯区河内南１丁目10番22号
破産者　かつや建装こと　濵口　克哉
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０３号
広島市安佐北区口田５丁目20番27号
破産者　石井　敏雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１号
香川県高松市浜ノ町18番34号　大的場マンション203号室
破産者　松川　雅行
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
高知県宿毛市幸町６番54号
破産者　みのる電化こと　上田　　穣
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第８８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目10番11号
破産者　加茂　　勝
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３８号
長崎県長崎市虹が丘町６番10―305号
破産者　平戸　　勝
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
宮崎県小林市野尻町東麓3143番地
破産者　川原ちづ子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市上間１丁目19番19号　屋比久アパート102
破産者　赤嶺　武雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１８７５号
札幌市豊平区豊平４条９丁目１番24―203号
破産者　佐藤　則夫
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９６号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番20号
破産者　米代　利也
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６０号
北海道旭川市春光７条８丁目１番１―54号りんどう54号
破産者　大槻　　聡
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０３号
北海道旭川市８条通21丁目左８号
破産者　加藤　昌樹
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０７号
北海道上川郡当麻町４条西３丁目18番５―202号
破産者　柏倉真奈美
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４３号
神奈川県横浜市南区清水ケ丘176番地10、開始決定時の住所茨城県那珂郡東海村大字須和間640番地169
破産者　佐藤　和也
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
茨城県笠間市押辺1298番地
破産者　相川　　勇
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３号
茨城県水戸市千波町2779番地の８　コーポサンライズＡ棟202号、旧住所茨城県水戸市若宮１丁目７番９棟301号　県営若宮第２アパート
破産者　鈴木　孝幸（旧姓柳橋）
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２１９号
茨城県水戸市千波町2895番地の13　茂手木マンション203号、旧住所東京都八王子市大和田町１丁目５番22―101号
破産者　山口　定春
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５９号
茨城県笠間市下郷3656番地１　エルディム平沢206号
破産者　山田　　篤
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９９号
茨城県かすみがうら市大和田619番地30、開始決定時の住所茨城県石岡市北府中１丁目４番12号
破産者　身内　和宏
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係